

職業紹介をご希望の求人者の皆様へ

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、以下項目を明示します。ご確認ください。

◆取り扱うべき職種の範囲その他業務範囲

職業紹介における当社の取扱業務範囲は、全職種です。

取扱地域は、日本全国です。

◆手数料に関する事項

【求人者から受領する手数料】

1. 求人受付手数料

芸能家・家政婦(夫)・配せん人・調理師・モデル・マネキンの求職の申込みを受理した場合は、求職の受付1件につき710円(消費税込)を申し受けます。

2. 届出制手数料

期間の定めのない雇用契約の紹介の場合、就職が決定いたしましたら、紹介手数料として、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の30%(消費税は別途加算)を申し受けます。

期間の定めのある雇用契約の紹介の場合、就職が決定いたしましたら、紹介手数料として、当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用契約が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の30%(消費税は別途加算)を申し受けます。

◆求人者の情報に関する事項

求人者情報の取扱者は、職業紹介責任者の早川利恵です。

求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りします。

◆個人情報の取扱に関する事項

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の早川利恵です。

個人情報については、職業安定法、同法指針及び個人情報保護法を遵守して取り扱います。

◆苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の早川利恵です。

責任者は、求職者本人から苦情の申し出があった場合は、職業安定機関および他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により期間の定めのない雇用契約で就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合50%
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合30%

ただし、単日または期間の定めのある雇用契約の紹介の場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

◆その他ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。どうぞよろしくお願いいたします。